

総務局

危機対応力強化と行政運営のイノベーションの推進

市民の皆さんの安全・安心を守るため、自助・共助を中心とした地域防災力の向上と危機対応力の強化に引き続き取り組みます。

職員が能力を最大限に発揮できる組織づくりと、心身ともに健康でいきいきと働ける環境づくりを推進し、市役所のチーム力を高めます。

「創造・転換」の歳出改革を進める仕組みを実行し、「選択と集中」による新陳代謝を進めるなど段階的な収支差解消に取り組み、市民・社会の要請に応え続ける持続可能な市政運営を目指します。

1 局の施策

○ 地域防災力の向上と危機対応力の強化

「新たな地震防災戦略（仮称）」を策定し、震災対策を強化するほか、町の防災組織の活動支援や市民防災センターの活用など、地域における自助・共助の意識啓発により災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

また、関係機関等と連携した訓練等を通じ自然災害への備え等様々な危機対応力を強化します。

○ 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化

「行政運営の基本方針」や「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえた、全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織的かつ計画的な人材育成を推進します。

○ 行政サービスの最適化と横浜市立大学の支援等

「行政運営の基本方針」に基づき、行政イノベーション、経費適正化等を推進します。

また、横浜市立大学の支援のほか、市内等の大学と行政、地域、企業等との連携を推進します。

2 局組織運営の考え方

○ 現場との一体感を意識して、各区局に対して適切なサポートを行います。

○ 若手職員の意見を吸い上げ、業務の効率化と適正な遂行を図りながら、活力に溢れる組織づくりを進めます。

また、日ごろから業務上のリスクについて話し合い、一人ひとりがリスクの軽減に向けて主体的に行動します。

○ 長時間労働是正に向けたマネジメントにより、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりを進めます。

法規審査

■政策法務（法制課）

横浜市独自の政策・事業を実現するために必要な法システムについて調整等を行っています。

■法規審査（法制課）

条例等の議会議案及び規則等の重要な文書の審査や横浜市の事務事業の遂行に伴って生じる法律問題の処理を通じ、法令に即した適正な行政の実現を図っています。また、市政に関する訴訟等の進行管理を行っています。

■行政手続条例等の運用（法制課）

横浜市行政手続条例及び行政手続法に関する事務についての総合的な調整など、行政手続の適正な運用に努めています。

■行政不服審査制度の運用（法制課）

行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づく審査請求に関する審査手続など、行政不服審査制度の運用を行っています。

コンプライアンスの推進

■コンプライアンスの推進 （コンプライアンス推進室）

コンプライアンス推進体制

公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図るため不正防止内部通報制度、特定要聖記録・公表制度、内部監察制度、行政対象暴力対策等、コンプライアンスに関連する制度を運用しています。また、時代や社会情勢に即した制度運用を行うため、副市長を委員長とするコンプライアンス委員会や外部有識者から選任したコンプライアンス顧問により、各制度の点検・評価を実施しています。

職員行動基準

横浜市では「単に法令を遵守するにとどまらず、市民や社会からの要請に全力で応えていくこと」をコンプライアンスと位置付け、職員行動基準を定め、コンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めています。

事務処理ミス・事件事故等の再発防止

事務処理ミス・事件事故等が発生した際に、各区局における再発防止に向けた事務の点検・改善等の取組を支援するとともに、全庁的な対応が必要な課題については、関係区局と連携して取り組んでいます。

内部統制制度の推進

地方自治法に基づき事務の適正な執行を確保するた

め、横浜市内部統制基本方針を策定、全庁的に内部統制を推進しています。

毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出、公表しています。

人事・人材育成

■人事・組織管理（人事課）

現在、本市では、戸籍や税などの窓口サービスのほか、福祉・保健医療、環境改善、都市基盤整備、経済振興、教育文化などの分野で、約4万3千人の職員が市政に従事しています。

市民満足度の向上のためには、職員一人ひとりが意欲と能力を高め、自信とやりがいを持って働くことを通じて市役所全体の活力を生み出すことが重要です。

そのため、職員の意欲や能力、実績に応えられる人事給与制度を推進するとともに、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた人材育成体系のもと、引き続き様々な取組を進めていきます。

職員の採用・異動

横浜市職員の採用は、法律に基づき、原則として競争試験等により行われています。

令和6年度の職員採用者数は、事務系340人、技術系140人、医師・医療技術系34人、技能系87人でした。

障害者の雇用にも積極的に取り組んでおり、令和6年6月現在の障害者雇用率は本市全体では2.72%、市長部局では3.10%となっています。

また、人材育成・能力活用の観点から人員配置を行い、公務の能率的な運営や職場の活性化を図るため、令和6年4月の定期人事異動では、5,007人の異動を実施しました。

職員の服務管理

職員の義務と責任については、地方公務員法等で定められています。本市では、職員一人ひとりが法令や条例等を遵守し、公務を公正かつ公平に行うこと、公務外においても横浜市職員としての自覚と誇りをもって行動することを求めています。

組織機構

本市の組織機構については、日常の市民生活に密着したきめ細かい施策展開や市政全体にかかる緊急・重要な行政課題への的確な対応が可能となる執行体制の整備を図るとともに、既存体制の徹底した見直しを行っています。

また、行政の果たすべき役割の再検討、施策・事業の最適な実施主体・手法の選択など、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、令和6年度も引き続き、政策・財政・運営の緊密な連動を図るとともに、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効果的な組織編成を推進しています。

職員定数の管理

職員の定員管理にあたっては、効率的・効果的な執行体制を構築していくことはもとより、市民の皆さんのニーズや意識の変化を踏まえ、重点政策課題などに機動的に対応できるよう、的確に人員をシフトしていく必要があります。

市民満足度向上や費用対効果の観点から、各施設・事業の最適な実施主体あるいは実施手法を選択していくことを前提に、引き続き適正な管理を進めていきます。

■勤務条件（労務課）

職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法により民間の実態や国の事情等を考慮するなどして、決定することになっています。横浜市でも、この地方公務員法の趣旨に基づき勤務条件を決定しています。

■福利厚生（職員健康課）

公務が適正かつ能率的に遂行されるためには、職員が健康で安心して積極的に職務に専念できる環境が必要です。このために、地方公務員法、労働安全衛生法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償の適切な実施に努めています。

■人材育成（人材開発課）

人材育成にあたっては、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることで組織力を向上させ、将来にわたって持続可能な行政サービスの提供につなげることが重要です。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を進めています。

表1 市職員現在員数

令和6年4月現在

	合計	局長級計	局			部長	課長	係長級計	課長補佐	係長	経営責任職合計	職						一般職合計
			局長	室長	担当理事							事務	技術	医務	技能	教育	消防	
横浜市合計	42,900	68	49	4	15	378	1,142	3,405	748	2,657	4,993	9,491	3,513	1,521	4,811	15,373	3,198	37,907
技監	1	1	1								1							
危機管理監	1	1	1								1							
CIO補佐監(※1)																		
CISO補佐監(※2)																		
CDO補佐監(※3)																		
脱炭素・GREEN×EXPO推進局	270	3	1		2	13	34	82	8	74	132	51	87					138
政策経営局	211	4	1	1	2	13	37	73	22	51	127	79	5					84
総務局	386	3	1	1	1	10	36	130	20	110	179	177	5	5	18		2	207
デジタル統括本部	115	1	1			4	11	29	8	21	45	69	1					70
財政局	440	2	1	1		8	24	69	18	51	103	324	13					337
国際局	76	1	1			4	15	33	6	27	53	21	2					23
市民局	182	2	1		1	6	19	49	11	38	76	102	4					106
にぎわいスポーツ文化局	146	1	1			8	21	55	10	45	85	56	5					61
経済局	224	2	1		1	6	21	57	13	44	86	119	14		5			138
こども青少年局	937	1	1			10	40	174	34	140	225	675	7	29	1			712
健康福祉局	743	1	1			13	41	189	38	151	244	448	14	32	5			499
医療局	367	2	1		1	13	34	81	16	65	130	85	101	47	4			237
みどり環境局	591	2	1		1	7	37	103	25	78	149	123	276		43			442
下水道河川局	789	1	1			5	33	75	16	59	114	100	503		72			675
資源循環局	1,845	1	1			7	41	109	20	89	158	239	201		1,247			1,687
建築局	527	1	1			10	33	97	19	78	141	77	309					386
都市整備局	295	2	1		1	10	32	83	21	62	127	59	109					168
道路局	330	2	1		1	6	22	65	13	52	95	96	139					235
港湾局	300	2	1	1		7	25	57	7	50	91	107	92		10			209
消防局	3,622	1	1			24	104	287	71	216	416	9		1			3,196	3,206
鶴見区	508	1	1			5	16	59	12	47	81	354	32	28	13			427
神奈川区	421	2	1		1	3	14	52	6	46	71	280	33	22	15			350
西区	292	1	1			3	14	47	8	39	67	171	24	17	13			225
中区	461	2	1		1	3	17	66	15	51	88	302	38	20	13			373
南区	441	1	1			4	15	57	8	49	77	308	25	19	12			364
港南区	407	2	1		1	3	15	50	13	37	70	271	27	25	14			337
保土ヶ谷区	405	1	1			4	14	50	41	9	69	272	26	22	16			336
旭区	463	1	1			5	15	55	8	47	76	313	29	29	16			387
磯子区	352	1	1			4	14	46	13	33	65	229	24	21	13			287
金沢区	388	1	1			4	16	49	11	38	70	256	25	24	13			318
港北区	503	1	1			4	15	58	14	44	78	347	33	31	14			425
緑区	362	1	1			4	15	48	12	36	68	240	20	20	14			294
青葉区	419	1	1			4	15	51	15	36	71	282	25	27	14			348
都筑区	383	1	1			5	15	48	6	42	69	245	26	23	20			314
戸塚区	430	1	1			4	15	54	10	44	74	283	34	24	25			356
栄区	301	1	1			5	14	46	13	33	66	178	23	19	15			235
泉区	328	1	1			4	15	47	6	41	67	205	25	20	11			261
瀬谷区	338	1	1			4	15	48	10	38	68	214	21	19	16			270
水道局	1,448	2	1		1	9	41	139	34	105	191	429	701	1	126			1,257
交通局	2,452	1	1			7	36	140	40	100	184	89	96	2	2,081			2,268
医療局病院経営本部	1,592	1	1			81	60	144	22	122	286	76	237	993				1,306
会計室	39	1	1			1	2	9		9	13	26						26
教育委員会事務局	804	1	1			17	59	101	23	78	178	441	10	1		174		626
教育委員会事務局(※4) (学校に勤務する職員)	16,827											596	92		940	15,199		16,827
選挙管理委員会事務局	17	1	1			1	2	4	1	3	8	9						9
人事委員会事務局	26	1	1			1	2	7	3	4	11	15						15
監査事務局	41	1	1			1	5	16	4	12	23	18						18
議会事務局	54	1	1			2	6	17	4	13	26	26			2			28

(※1～3)デジタル統括本部企画調整部担当部長が兼務。(※4)職種のみ分類。

行政改革

■行政イノベーションの推進 (行政マネジメント課)

職員への意識イノベーションの必要性の浸透や、その実践のためのプロジェクトを推進するなど、「意識」「思考」「行動」の変容を図り、職員の意識イノベーションを推進します。また、DX等を契機としたBPR※₁による業務の効率化に取り組みます。

歳出改革の一環として、行政サービスの水準を維持しつつ、外部の専門的な知見やノウハウを生かして効果的に経費適正化を図るため、成果連動型民間委託契約方式※₂を採用した財源創出に引き続き取り組みます。

※₁BPR（ビジネスプロセスリエンジニアリング）：業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※₂行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う手法

■外郭団体の経営向上 (行政マネジメント課)

本市では、外郭団体の中期的な経営目標を「協約」として定め、経営向上に継続的に取り組む「協約マネジメントサイクル」を導入しています。

また、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）による各団体の総合的な評価を行うなど、さらなる経営向上に向けた取組を進めています。

■文書管理（行政マネジメント課）

横浜市の全ての事業は、文書を作成し、その内容を判断した上で実施されます。そのため、作成、分類、保存、廃棄など文書事務が適正に実施されるよう、横浜市行政文書管理規則を中心とした諸規定を整備するとともに、分かりやすく、簡潔な行政文書の作成に取り組んでいます。

また、文書事務を電子化し管理する文書管理システム及び紙文書のライフサイクルを管理するファイル・書庫管理システムを運用し、文書事務の効率化・簡素化を図るとともに、ペーパーレスの推進について取組を進めています。

■市史資料等の保存活用（行政マネジメント課）

横浜市史資料室（横浜市中央図書館地下1階）にて、「横浜市史Ⅱ」の編集過程で収集した資料、横浜の空襲と戦災関連資料、横浜市の歴史的公文書を、公開準備の整った資料から順次公開（閲覧利用）しています。

危機管理対策

■自助意識の向上と共助の推進（地域防災課）

防災・減災の普及啓発

「広報よこはま」等の広報物や、ホームページ、テレビ・

ラジオ、防災フェア、本市の自助・共助の中核施設である横浜市民防災センターと連携した各種イベントなどを通じ、防災・減災の意識啓発を図っています。

防災・減災推進員の育成

地域防災活動の担い手となる「防災・減災推進員」を育成するとともに、自治会・町内会・マンション管理組合等を中心とした「町の防災組織」が行う研修や訓練等の防災活動に対してアドバイザー派遣や関係区局と連携した支援を実施する等、自助・共助の推進に向けた取組を進めています。

■地域防災力の強化（地域防災課）

地域防災拠点の整備・充実

市民の皆さんに身近な小・中学校等（459か所）を災害時の避難所として地域防災拠点に指定し、住民の避難生活、物資供給及び情報受伝達の拠点として整備しています。防災備蓄庫には、食料・飲料水、生活用品等を備蓄しています。

地域防災拠点には、地域・学校・行政等で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されており、日ごろからの活動を促進し、発災時の円滑な避難所の開設・運営に備える研修・訓練等に必要な活動経費の一部を助成しています。

自主防災組織への支援

防災資機材の購入や防災訓練の実施など、自主防災活動を実施している自治会・町内会・マンション管理組合等の「町の防災組織」を支援するために補助金を交付しています。

横浜防災ライセンスの推進

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施しています。受講者には、習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てていただいています。

避難生活物資の確保

本市では、地震などによる大規模災害時に発生を想定している避難者及び帰宅困難者のための食料等を地域防災拠点、区役所、方面別備蓄庫などに備蓄しています。

なお、発災3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応する計画としていることを踏まえ、地震発生時等には道路障害等により物資輸送が困難となり、一時的に被災市民の皆さんの食料等の不足を想定し、各家庭において1人3日分（できれば1週間分）の備蓄に取り組んでいただくよう呼びかけています。

広域避難場所

広域避難場所は、地震により発生した火災が延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の皆さんの生命・身体を守るために避難する場所として、112か所（令和5年度末時点）を指定しています。

風水害時の避難行動の促進

地域の危険性を把握できる「浸水ハザードマップ」の発行および「横浜市避難ナビ」アプリ等により、風水害時の一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を促進しています。

■危機対処に係る計画の整備（防災企画課）

横浜市防災計画等の修正

「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3編を統合するとともに、時系列及び対策の実施主体の明確化等の体裁整理等を行い、令和6年4月から施行しました。

■危機対処・防災訓練の実施（緊急対策課）

横浜市総合防災訓練

令和6年度の横浜市総合防災訓練は、緑区の長坂谷公園を訓練会場として実施しました。

地元の自治会、事業所、自衛隊、警察、消防等各関係機関と連携し、地域防災力の向上及び発災時における災害対策本部の機能強化を目的として、災害対応訓練を実施しました。

横浜駅周辺混乱防止対策訓練

横浜駅は本市において、鉄道利用客や来街者が多く利用する主要ターミナル駅です。大規模地震等災害発生時には、駅の利用者等の混乱が予想されることから、横浜駅及びその周辺の事業所等と連携して、横浜駅周辺混乱防止対策訓練を実施しています。令和6年度は、鉄道、横浜駅西口・東口各事業者、警察と連携し、大規模地震発生時の駅周辺の混乱防止及び来街者の安全確保を目的とした情報受伝達等の訓練を実施しました。

「防災の日」防災訓練及び「防災とボランティアの日」防災訓練

9月の「防災の日」及び「防災週間」、1月の「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において、本市防災計画「震災対策編」に基づく状況付与型の市災害対策本部運営訓練を自衛隊、海上保安庁、県警等と連携して実施し、災害対応力の強化を図っています。

■危機管理情報基盤の整備（緊急対策課）

繁華街安心カメラ

市民の皆さんをはじめ、国内外から多くの方が訪れる市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるよう繁華街安心カメラを設置し、災害時の状況把握、緊急事態への対処、及び大規模イベント時における事件・事故の未然防止に活用しています。

防災情報通信システム

災害時において、応急対策等を支援する「防災行政用無線」、「危機管理システム」などの各種システムを運用・管理しています。

(1) 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を經由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は、地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

また、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを設置し、緊急地震速報や津波警報などの災害情報を一斉に放送します。

(2) 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、関係局をオンラインネットワークで結び、各種気象情報や地震情報等のほか、発災時の情報受伝達及び被害集計等を行うシステムで、迅速かつ的確な災害対策の実施を支援するものです。

(3) 被災者生活再建支援システム

被災者の迅速な生活再建を図るため、「被害認定調査」・「り災証明書発行」を正確かつ速やかに行うシステムを運用しています。

(4) 横浜市強震計ネットワーク

災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、地震発生後、速やかに市域内の地震情報をより確実に収集する強震計ネットワークを整備しています。

人を惹きつける魅力と活力に満ちた学術都市を目指して

(大学調整課)

■公立大学法人横浜市立大学の自主自律的運営への支援

少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、大学を取り巻く環境は大きく変化している中、横浜市立大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究や医療の提供など、市民の皆さんの期待に応える多くの成果を挙げてきました。

横浜市立大学が、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、本市は法人の設立団体として、より効果的な運営ができるよう、様々な支援を行っています。

1 法人運営の仕組み

(1) 市会、横浜市及び横浜市立大学の関係

公立大学法人は、地方独立行政法人法の定めにより、法人が大学の設置者となります。市長、市会、横浜市

公立大学法人評価委員会及び法人はそれぞれ決められた役割を果たすことが求められています。

横浜市立大学の運営に際して、市長が法人の6年間の運営目標として、中期目標を定め、法人は、この中期目標に沿って、中期計画を策定します。

また、法人の事業資金として、横浜市が運営交付金の交付等をしますが、市の予算・決算として市会に諮ることとなります。

(2) 公立大学法人の組織

法人の理事長及び監事は市長が任命します。副理事長及び理事は理事長が任命し、市長に届け出るとともに、併せて公表します。

(3) 法人の評価

法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条に基づき、市長の附属機関として横浜市立大学法人評価委員会を設置しています。

主な役割は次のとおりです。

- ア 市長が横浜市立大学の中期目標を作成・変更する際の意見
- イ 各事業年度における業務実績についての評価
- ウ 中期目標期間における業務実績についての評価

令和5年度の実績

【横浜市立大学法人評価委員会】3回開催

2 法人への支援と評価

横浜市立大学は、本市が定めた中期目標の達成に向けて法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自律的な大学運営を推進しています。

本市は法人の設立団体として、法人と連携や連絡調整を図りながら支援を行っています。

(1) 法人との調整及び評価委員会の運営

市長の附属機関である「横浜市立大学法人評価委員会」の運営を行い、同委員会により法人の令和4年度及び第3期中期目標期間の業務の実績に関する評価等を行い、評価結果を法人に伝えるとともに、市会に報告しました。

そのほか、法人の諸課題に対応するとともに、法人との共通理解を促進し、課題解決に向けた支援方策や連携方策などを協議する場として、「横浜市・公立大学法人横浜市立大学協議会」を令和5年7月及び11月に開催しました。

(2) 運営交付金の交付等

法人の設立団体である本市では、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営交付金を算定基準に基づいて計画的に交付しています。

このほか、附属2病院において高度先進的な医療を市民の皆さんに提供するための医療機器整備が必要不可欠であることから、附属2病院の医療機器整備に必要な資金について市債を発行し、法人へ貸し付けを行うとともに、過去の貸付金の返済の一部を運営交付金で措置しています。

令和5年度の実績

【運営交付金】 12,533,054,000 円

【貸付金】 1,500,000,000 円

■市内大学と地域がつながるまち

1 大学・都市パートナーシップ協議会

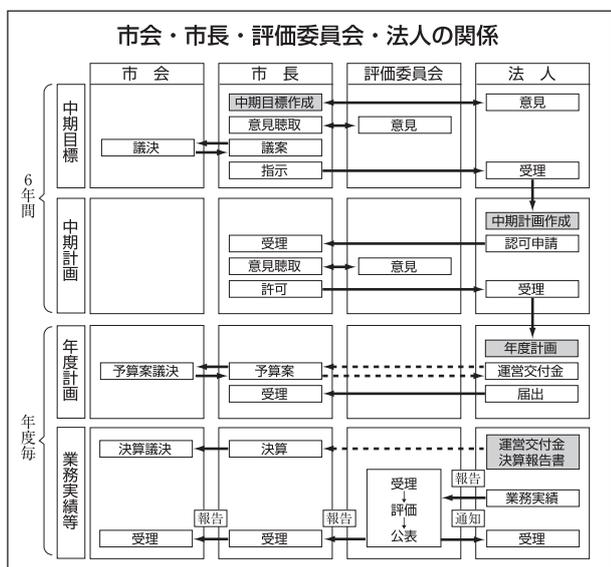
「大学・都市パートナーシップ協議会」は、市内等大学の学長・理事長等と市長の意見交換の場として、平成17年3月に設立しました。市内等大学の豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政が連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、この協議会を頂点とする継続的、総合的な連携体制を構築し、協力しあうことを確認しています。

【参加大学一覧（五十音順・令和6年8月1日現在）】

- | | |
|------------------|------------------|
| 神奈川大学 | 東京都市大学 |
| 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大 | 東洋英和女学院大学 |
| 関東学院大学 | 日本体育大学 |
| グロービス経営大学院 | ビューティ&ウェルネス専門職大学 |
| 慶應義塾大学 | フェリス女学院大学 |
| 國學院大学 | 放送大学 |
| 湘南医療大学 | 明治学院大学 |
| 情報セキュリティ大学院大学 | 八洲学園大学 |
| 昭和大学 | 横浜国立大学 |
| 星槎大学 | 横浜商科大学 |
| 玉川大学 | 横浜女子短期大学 |
| 鶴見大学・鶴見大学短期大学部 | 横浜市立大学 |
| 桐蔭横浜大学 | 横浜創英大学 |
| 東京藝術大学大学院 | 横浜美術大学 |
| 東京工業大学 | 横浜薬科大学 |

2 学術都市の推進

学術都市形成の一環として、横浜国立大学及び横浜市立大学とともに外国人留学生に対する就職促進の取組を引き続き推進しました。また、学生が社会と接する機会となるキャリア教育を促進するため、令和5年度に横浜未来機構とキャリア教育促進に係る連携協力協定を締結し、協働事業として大学と企業が連携した課題解決型授業のコーディネートを行いました。



■横浜市立大学の施設整備

横浜市立大学関係施設の整備については、金沢八景キャンパスシーガルホール天井脱落対策工事の実施設計を行い、工事に着手するとともに、横浜市立大学附属市民総合医療センター救急棟の電気設備改修工事の基本設計を行いました。

横浜市立大学附属2病院と医学部等の再整備については、新病院は浦舟地区、医学部等は根岸住宅地区を基本とし、基本計画の策定を進めることとしました。

